

被保険者本人が出産した場合



<p>* この間の給料の支払が無い時出産手当金が受けられます。</p> <p>◎ 支給額 標準報酬日額の3分の2相当額です。</p> <p>* 退職した場合 被保険者期間が1年以上あって産前42日の間に在籍日があり1日でも休んでいれば支給されます。</p>	<p>産後休業終了の翌日から子が1歳に達する日まで受給できます。(理由により一歳半まで延長できる)</p> <p>◎ 支給額 $\frac{\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 30\%}{}$</p> <p>* 育児休業終了後、6ヶ月間雇用保険被保険者であれば、職場復帰給付金が受給できます。</p>
<p>* 産前42日より前につわり等で労務不能となり給料の支払が無い時休業開始4日目から傷病手当金の請求が可能です。</p> <p>(産前42日目からは出産手当金に切り替わります。)</p>	<p>◎ 支給額 $\frac{\text{休業開始時賃金日額} \times \text{給付金支給日数} \times 20\%}{}$</p>
<p>* 育児休業期間ではないため社会保険料は負担します。</p>	<p>* 社会保険料免除の申請をすれば、保険料(健康保険料・厚生年金保険料)が免除になります。(最長、子が3歳に到達するまで) ※年金受給に影響を受ける事はありません。</p> <p>* 職場復帰後、育児のため短時間労働等により給料が復帰前に比べて低下した場合、社会保険料の改定が行なえます。</p> <p>(標準報酬月額が一等級の変動でもOK)</p> <p>※申出を行えば、復帰前の高い標準報酬月額で年金額が計算されます。</p>

被保険者・家族出産育児一時金

- 出産育児一時金（事前申請）・・・出産前に被保険者に代わって医療機関が出産育児一時金を直接受け取ります。病院の窓口で支払うお金が少なくなります。
- 出産育児一時金（現金払い戻し）・・・出産後に被保険者が受け取ります。

被保険者・家族出産育児一時金額（平成21年1月～）	出産した機関の「産科医療補償制度」への加入	
	加 入	未 加 入
妊娠12週以下	無 し	無 し
妊娠12週超21週満了まで	35万円	35万円
妊娠22週到達日以降	38万円	35万円

*平成21年10月からは、当面2年の暫定措置として40,000円引き上げられ42万円（未加入39万円）となります。

また、出産育児一時金を医療機関に直接支払う“**直接支払制度**”が同時に実施される予定ですので、事前申請の手続きをする必要がなくなります。